給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第９号

札幌市北区麻生町２丁目１番27―202号

再生債務者　河合麻衣子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月１日まで

平成23年８月４日

札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再ロ）第１号

栃木県那須塩原市弥生町１番35号

再生債務者　小林由紀栄

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月１日まで

平成23年８月４日

宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（再ロ）第４７号

大阪市西淀川区百島１丁目１番３号大塚方

再生債務者　松田　勝也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月28日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月１日まで

平成23年８月４日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第１０００４号

東京都板橋区赤塚４―16―７

再生債務者　小熊　智義

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年８月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年８月18日まで

平成23年８月４日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２０年（再ロ）第５２号

京都市中京区壬生松原町６番地の51

再生債務者　文字　　修

1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成23年７月７日付け変更再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成23年９月２日まで

平成23年８月２日

京都地方裁判所第５民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第３７号

大阪府東大阪市吉田５丁目２番15号

再生債務者　大東　一之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月２日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第２号

岡山県総社市総社1131番地

再生債務者　南　　洋子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月２日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２３年（再ロ）第４２号

大阪市住之江区南加賀屋４丁目６番24号

再生債務者　北川　宏司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月３日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１０００６号

東京都立川市上砂町５―８―２―409

再生債務者　川畑　勇人

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月２日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第３号

さいたま市北区宮原町２丁目13番地１　グラン・コート宮原駅前1008号

再生債務者　澤田　貴史

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月４日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第１号

北海道空知郡南幌町緑町４丁目２番１号

再生債務者　山崎富美男

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年８月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成23年８月４日

札幌地方裁判所岩見沢支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２３年（再ロ）第１４号

大阪市東淀川区淡路３丁目14番10号

再生債務者　塚本　義人

1　主文　本件再生計画を認可しない。

2　理由の要旨　平成23年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法202条２項２号に定める事由がある。

平成23年８月３日

大阪地方裁判所第６民事部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

平成 23 年８月 12 日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

⑴　種類及び授与番号

ア　中学校教諭一種免許状　音楽　昭62中１第3260号

イ　高等学校教諭一種免許状　音楽　昭62高１第3306号

⑵　授与年月日及び授与権者　昭和62年３月31日　東京都教育委員会

⑶　本籍地　神奈川県

2　失効年月日　平成23年７月７日

3　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名　佐藤　龍成

会社公告

合併公告

平成二十三年七月三十日開催の甲、乙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は、乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することを決議しました。この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。

以上、水産業協同組合法第六十九条第四項において準用する同法第五十三条第二項の規定により公告します。

平成二十三年八月十二日

茨城県日立市久慈町一丁目一番二号

（甲）久慈町漁業協同組合

代表理事組合長　今橋　照男

茨城県日立市河原子町三丁目一番一四号

（乙）河原子漁業協同組合

代表理事組合長　関　　二三

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月十二日

東京都港区赤坂九丁目七番一号ミッドタウン・タワー

（甲）シスコシステムズ合同会社

代表社員　シスコ・システムズ・ネザーランド・ホールディングス・ビーヴィー　職務執行者　平井　康文

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アークヒルズ仙石山森タワー

（乙）スタレントネットワークスジャパン合同会社

代表社員　シスコシステムズ合同会社　職務執行者　小原　康生